西宮市歯周疾患検診実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 及び健康増進法施行規則（平成 15 年 4 月 30 日厚生労働省令第 86 号）第 4 条の 2 に基づく健康増進事業として、歯周疾患検診を実施し、成人期の歯の喪失原因である歯周疾患の早期発見を図るとともに、適切な保健指導、口腔衛生に関する正しい知識の普及を行うことによって、壮年期からの歯の健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

（対象者及び受診回数）

第２条　検診の対象者は、満４０歳、満５０歳、満６０歳及び満７０歳の西宮市民とする。

２　受診回数は、同一者について年度に１回とする。

（実施機関）

第３条　市が委託する一般社団法人西宮市歯科医師会の会員の医療機関（以下「委託歯科医」という。）において実施する。

（検診内容及び判定等）

第４条　検診の内容は、次のとおりとする。

（１）問　診

（２）口腔内診察

（３）結果の説明及び歯周疾患予防の保健指導等

２　検診の結果は、「異常なし」「要指導」「要精査」「要治療」と判定する。

３　検診の記録は、所定の記録票に記入する。なお、受診者には、検診結果として記録票複写分を結果説明時に手渡すものとする。

（検診の委託）

第５条　歯周疾患検診業務のうち、問診、口腔内診察、結果通知及び事後指導、報告等を委託歯科医に委託する。

（受診方法）

第６条　受診希望者は、委託歯科医に直接申込み、受診する。

（検診費用）

第７条　歯周疾患検診の自己負担金として、５００円を検診当日に実施機関で徴収する。ただし、７０歳の者は無料とする。なお、次の各号に該当する者は、自己負担金を徴収しないものとし、受診前に市に申請し、「無料利用券」の交付を受けた後に受診するものとする。

（１）　生活保護法第１１条第１項に規定する保護を受けている者

（２）　市県民税非課税世帯に属する者

（結果通知及び事後指導）

第７条　委託医療機関は、検診結果を検診当日に受診者へ直接説明し、歯周疾患予防の保健指導を行う。要精査・要医療の者については受診勧奨を行う。

２　市は、受診結果を把握する。

（精密検査に要する費用）
第９条　検診受診後の精密検査・治療等に要する費用（保険診療）については、受診者が負担する。

（記録の整備及び秘密の保持）
第１０条　検診の記録は、氏名、性別、年齢、住所、検診結果、要医療・精密検査の必要性の有無、保健指導内容を記録するものとする。
２　この要綱による歯周疾患検診の実施に従事した者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守するものとし、実施に関して知り得た市民の個人情報を他に漏らしてはならない。

（検診の周知）
第１１条　市は、市政ニュース等により広報及び周知を行う。市は、第 2 条の対象者に、個別通知する。受診の有効期間は、発送月より１年間とする。

（規定外事項）
第１２条　この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

付　則
（実施期日）
この要綱は、平成 15 年６月１日から実施する。
（実施期日）
この要綱は、平成 16 年４月１日から実施する。
（実施期日）
この要綱は、平成 16 年 10 月１日から実施する。
（実施期日）
この要綱は、平成 18 年４月１日から実施する。
（実施期日）
この要綱は、平成 20 年４月１日から実施する。
（実施期日）
この要綱は、平成 23 年４月１日から実施する。
（実施期日）
この要綱は、平成 25 年４月１日から実施する。
（実施期日）
この要綱は、令和５年４月１日から実施する。